

令和5年度社会福祉法人の指導監査（結果）について

柳川市は、令和5年度に所轄の社会福祉法人20法人のうち5法人に対し指導監査を行いました。その結果、是正又は改善を要する事項（指摘事項）として、下記の点が見受けられましたので、今後の法人運営の参考としてください。

【指導監査実施状況】

文書指摘 法人数	文書指摘 件数	(文書指摘内訳)	口頭指摘 件数	助言件数
5法人	26件	法人運営 22件 事業 0件 管理 4件	1件	0件

※文書指摘 指導監査ガイドラインの指摘基準（法令又は通知等の違反）に該当するもの

※口頭指摘 指摘基準に該当するものであっても、違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合

※助言 指摘基準に該当しない場合であっても、法人運営に資するもの

【主な文書指摘事項】

I 法人運営

○評議員・評議員会

- ①議事録に議事録作成に係る職務を行った者の氏名を書くこと。
- ②定時評議員会の招集について、計算書類等の承認を行う理事会の開催日と定時評議員会の開催日の間隔は、2週間（中14日）以上あけること。
- ③評議員会の1週間（中7日）前までに、評議員に書面又は電磁的方法（電子メール等）により評議員会開催の通知を行うこと。
- ④定時評議員会に限らず、評議員会の招集については理事会で決議し、議事録に記載すること。
- ⑤根拠条項は正確に記載すること。

○理事・理事会、監事

- ①議事録に議事録作成に係る職務を行った者の氏名を書くこと。
- ②理事長の職務の執行状況については、定款の規定に基づき理事会に報告し、議事録に記録を残すこと。
- ③定款に定めた者が議事録署名人となり、記名押印すること。
- ④任期満了に伴い理事が再任する際、承諾の意思を確認するための就任承諾書や選任に関する確認書類（申立書）を整備すること。

- ⑤理事・監事の改選書類については、評議員会前に履歴書及び申立書等の提出を受け、評議員会において適切に決議できるようにすること。
- ⑥理事会の1週間（中7日）前までに、理事に書面又は電磁的方法（電子メール等）により理事会開催の通知を行うこと。

○役員等の報酬

- ①定款の規定に基づき、役員報酬等の規定を別に作成すること。

○その他

- ①インターネットで公表されている定款の内容と、市へ届出している定款の内容は同一のものとする。
- ②定款変更に伴い、各種規程の条文にズレが生じているため整備をすること。
- ③理事の親族等に対して香典が支出されているが、支出根拠となる慶弔規定を整備すること。
- ④評議員選任・解任委員を委嘱する際は、理事会で決議を行うこと。

II 事業

指摘事項無し。

III 管理

○資産管理に関すること

- ①法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、全て基本財産として定款に記載し、適正に不動産登記を行うこと。

○会計管理に関すること

- ①寄附金品の取扱いについて、定款細則と寄附金品台帳で異なった内容となっているため統一すること。
- ②計算関係書類等は、理事会の承認を受け、このうち、計算書類及び財産目録については、定時評議員会の承認を受けること。
- ③領収書の宛名は、法人名で整理すること。